

令和元年8月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和元年8月22日（木） 午前9時30分

2 出席委員

| | | |
|-----|-----|--------------|
| 新 倉 | 聡 | 教育長 |
| 荒 川 | 由美子 | 委員(教育長職務代理者) |
| 小 柳 | 茂 秀 | 委員 |
| 澤 田 | 真 弓 | 委員 |
| 川 邊 | 幹 男 | 委員 |

3 出席説明員

| | |
|---------------|---------|
| 教育総務部長 | 志 村 恭 一 |
| 教育総務部総務課長 | 夏 目 久 也 |
| 教育総務部教育政策課長 | 岸 岳 |
| 教育総務部生涯学習課長 | 柳 井 栄 美 |
| 教育総務部教職員課長 | 金 子 美夕貴 |
| 教育総務部学校管理課長 | 河 島 知 博 |
| 学校教育部長 | 米 持 正 伸 |
| 学校教育部教育指導課長 | 高 橋 直 樹 |
| 学校教育部支援教育課長 | 富 澤 真由美 |
| 学校教育部保健体育課長 | 鎌 原 徳 宗 |
| 学校教育部学校給食担当課長 | 坂 本 克 昭 |
| 中央図書館長 | 山 口 正 樹 |
| 博物館運営課長 | 高 木 厚 |
| 美術館運営課長 | 菅 野 智 |
| 教育研究所長 | 山 崎 亨 |

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第1 議案第37号から日程第3 議案第39号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、報告事項（1）及び報告事項（2）はそれぞれに関連するため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

（新倉教育長）

会議中、理事者の皆さん、発言される場合、起立の必要はございませんので、着席されたままをお願いいたします。

○ 教育長報告

（新倉教育長）

それでは、冒頭になりますけれども、7月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に8月定例会教育長報告資料がございますので、ご参照いただければと思います。

学校教育関係につきましては、7月27、28日に、第36回横須賀市中学校演劇発表会が開催されました。中学校6校180名が参加し、はまゆう会館で開催されました。

8月2日には、中学校全国・関東大会出場選手激励会を開催いたしました。本年度は7競技43名が全国・関東大会に出場させていただいております。大会結果等につきましては、後ほどの報告事項とさせていただきます。

8月7日、8日には、中学生連合生徒会役員研修会、いわゆるリーダーズキャンプが2日間にわたって開催されました。昨年は、あいにくの台風で1日しか開催できませんでしたが、今年度は例年どおり2日間開催されまして、23校、生徒250名、教員30名が参加し、熱心な討議がされたところでございます。

8月10日には、第43回関東中学校相撲大会が、大津公園相撲場で開催されました。例年ですと、川崎市等の会場を使っておりましたが、施設の老朽化等があり、今回会場を設定させていただいたところであります。関東1都7県から団体として38校、個人36名が参加し、優勝者が全国大会等に参加することとなっております。

8月11日には、第16回中学生創造アイデアロボットコンテスト横須賀大会が横須賀サブアリーナで開催されました。中学校9校から52チーム、122名が参

加しております。荒川委員もご出席いただきまして、ありがとうございます。

これは、神奈川県でロボコンというのが始まりました後、第16回になりますので、20年ロボットコンテストがずっと継続されております。今回、これは市単独で行いますが、この後県大会予選、それから全国大会予選等が控えておりました、毎年優秀な成績をおさめている方たちのデモといいたいでしょうか、プレという大会に位置づけられているところでもあります。

8月17日には、第32回子どものための音楽会がよこすか芸術劇場で開催されました。合唱団、吹奏楽部それぞれで264名が壇上に上がり、入場者数は1,041名を数えたところでございます。澤田委員、荒川委員、川邊委員にもご出席をいただき、今年も立派に演奏ができました。とりわけ、合唱団につきましては、幼稚園から、上は合唱団連合会の大人の方までが一堂に会する会、また、吹奏楽部につきましては、17校の学校から、それぞれ選抜された子どもたちが大木先生のもとで吹奏楽、「組曲 『横須賀』」の演曲を演奏できるという大変技術を向上させる場でもありますので、引き続き、もう32回にもなりますが、ぜひ継続をしていけたらというふうに思っております。

その他は、記載の各展示を開催したところでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

(質問なし)

日程第4 議案第40号『指定重要文化財の指定について』

教育長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

それでは、議案第40号『指定重要文化財の指定について』ご説明させていただきます。

指定重要文化財の指定は、文化財専門審議会の答申を受けて、文化財保護条例第3条の規定に基づいて行おうとするものでございます。令和元年度7月5日に開催されました文化財専門審議会において、平成30年12月19日に教育長から同審議会に諮問しました3件の文化財のうち、答申が見送られておりました1件の文化財について、別添のとおり、令和元年7月5日付で、指定重要文化財として指定すべき文化財であるとの答申をいただきました。

新たに指定しようとする文化財の概要につきましては、資料に沿ってご説明いたします。

このたび答申をいただきましたのは、有形文化財建造物の旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（現横須賀市立万代会館）でございます。万代会館は、帝国銀行頭取やソニー会長などを務め、財界人、万代順四郎氏が昭和12年に取得した別邸で、昭和22年以降は、順四郎氏が自宅として利用されてきました。

昭和34年に順四郎氏が亡くなられた後は、トミ夫人が継承され、昭和53年に夫人が亡くなられた後に、ご遺志により、ご遺族から横須賀市へ寄贈されました。昭和54年から横須賀市万代会館として無料開放され、多くの市民に親しまれ、今日に至っております。

別邸の建築年代は、玄関棟、書院棟、居間棟、サンルーム棟が昭和3年8月に竣工、増築棟は、順四郎氏が敷地取得した後、昭和12年から16年ごろに建設されたと考えられています。横須賀市の初期別荘建築のうち、木造としては唯一関係を伝える遺構であり、建築当初の茅葺建築群構成をよくとどめる点も特筆されます。

東京近郊における明治以降の別荘建築の発展過程を知る上で、高い学術的な価値を有しており、横須賀市に寄贈された経緯を含め、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で、極めて貴重な遺構であると言えます。

本議案は、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸を新たに横須賀市指定重要文化財として指定しようとするものでございます。これによりまして、横須賀市指定重要文化財は90件となります。これに、国・県の指定を合わせますと合計117件となります。指定の期日は9月発行の市報において告示された日となります。

なお、資料の3枚目以降に、調査をお願いしました方による詳細報告書を添付してございます。ご確認をいただければと存じます。

以上で議案第40号『指定重要文化財の指定について』の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

（新倉教育長）

現在、万代会館につきましては、会館の使用が中止されている状況だったかというふうに理解しているのですが、ここで指定文化財に指定した後、どのように考えていくのか、現時点でわかる限り教えていただければと思います。

（生涯学習課長）

平成29年度に、建物の耐震診断を行いました。その後、耐震診断の結果、利用に危険性があると判断されまして、現在は庭園のみの開放となっております。現在は火曜日、土曜日、日曜日の庭園開放となっております。今後につきましては、昨年度、万代会館保存活用推進協議会から今後の保存活用に向けた提言

を受けておりまして、これをもとに、今年度保存活用計画を作成しているところ
です。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

耐震に問題があり危ないと言っているものを、指定重要文化財に指定する理由をもう少し教えていただかないと、壊れてしまうかもしれないものを重要文化財にするということの意義を教えていただければと思います。

(生涯学習課長)

この万代順四郎氏が残していただきましたこの万代会館につきましては、順四郎氏の残された功績、お人柄などもございます。おのれに薄く、他人に厚く、そのお人柄等を横須賀市民の方、広く内外に感じていただける場として、後世に残していきたいと考えています。

また、事前にご説明したとおり、この建物につきましては、初期の別荘建築として、三浦半島の中では唯一のものと考えられています。また、茅葺を呈しておりまして、こちらの近代別荘建築の発展の過程を知る上で、貴重な学術的な価値を有しているというところから、長く保存していきたいと考えています。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

ということは、現在耐震で問題があるけれども、今の構造である茅葺屋根だとかというものを残したもので、再建といったらおかしいですけれども、解体でもう一回つくるだとか、あるいは耐震補強をするような形をもってでも、この構造のままで残していくというために、今回この指定重要文化財という指定をしたいというふうに理解をしておけばよろしいでしょうか。

(生涯学習課長)

はい、そのとおりです。

今の耐震性への不足しているところをきちんと補いまして、長く残していきたいと考えています。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

他にご質問等いかがでしょうか。

(川邊委員)

これ、写真で見ますと、かなり立派な茅葺屋根のようですけれども、茅葺屋根はやはり定期的なふきかえとか維持が大変だと思うのですけれども、その辺はどのように、何年に1回とかあるのでしょうか。

(生涯学習課長)

この万代会館につきましては、平成6年から10年にかけて、部分的に茅葺のふきかえを行っております。通常ですと10年ぐらい、10年、20年の段階で茅葺のふきかえが必要になります。長屋門公園というのが横浜にあるのですけれども、そちらですと、8年間ぐらいでふきかえをしたと確認しております。

(澤田委員)

報告書を読ませていただきました。改めて、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で、貴重な遺構であることを再認識いたしました。後世に残していきたいと思えました。

今、教育長から、また川邊委員からもありましたが、今後の保存活用計画につきまして、維持管理も含めて、いつぐらいにどのように考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(生涯学習課長)

今後につきましては、まず、今年度は保存活用計画を作成し、その中でスケジュール的なものも踏まえて明記していきたいと考えております。

(荒川委員)

では、私のほうからも質問させていただきます。

保存計画の中に関係があると思うのですけれども、以前、この会館に伺ったとき、建物も本当に文化財としてふさわしいなとは思ったのですけれども、お庭のほうもとてもすてきで、これもかなり手をかけていかないと、残していけないのかなというふうに思いました。建物だけでなく庭などのほうも、同じようにいい形で保存されていく計画であるのかということをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(生涯学習課長)

おっしゃられるように、万代順四郎さんは、お庭で作物をつくっていらっしゃいましたので、お庭も含めて整備をしていきたいと思っています。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第40号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(3)『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

報告事項『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況』につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、令和元年9月定例議会、教育福祉常任委員会において、法定報告事項として報告する予定です。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料の1ページをお開きください。

1ページから2ページには、平成30年度事業の概要等を記載しております。3ページから29ページにかけては、平成30年度の事業実績を記載してあります。事業実績をご説明する前に、恐れ入りますが、34ページの体系別事業体系図をご覧ください。

これは、生涯学習財団の5つの事業の体系を3つの公益目的事業と2つの収益目的事業に会計別にお示した図です。公益目的事業会計は、①から③の3つの区分で、合計9つの事業を行っております。収益目的事業は、④と⑤の区分で、各1事業、合計2事業を行っております。

それでは、3ページにお戻りください。

個々の事業をご説明いたします。

公益目的事業、I、文化活動及び生涯学習事業の支援事業です。

1の文化生涯学習活動支援事業は、文化生涯学習活動の振興を図るため、事業助成、後援名義の承認などを実施いたしました。

4ページをお開きください。

文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業は、Y o k o s u k aまなび情報の収集や提供など6ページにかけて記載の事業を実施いたしました。3の学習成果で、地域活用事業は、市民が学習で得た知識や技術を地域での活動に生かすことを支援する事業です。10ページにかけて記載のABCプランや地域活動サポーター養成の事業を実施いたしました。

11ページをお開きください。

II、文化活動及び生涯学習活動の普及の事業です。

1、受託文化事業は、本市文化振興課が財団に委託した市民文化祭、「組曲 横須賀」演奏会など、記載の事業を実施しました。

13ページをお開きください。

2の受託教育事業は、教育指導課が委託しました小学生プログラミング教室を実施いたしました。

3の横須賀市市民大学事業は、14ページから20ページに記載の、市民ニーズやさまざまな課題に対応した市民大学講座を開設しました。受講者のアンケート結果も一部記載しております。

このほか、20ページから23ページに記載の4のその他の普及事業は、子どもやシニアを対象とした講座、市共催事業などを実施いたしました。

24ページをご覧ください。

Ⅲ、文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営に係る事業です。

1の横須賀市生涯学習センターの管理運営事業は、多くの市民が講座などに参加していただけるよう、施設の効率的な管理運営を行いました。平成30年度は5,453件、10万1,385人が有料施設をご利用になりました。

25ページをご覧ください。

2の調査研究事業は、生涯学習センターの効率的運営や今後の円滑な事業推進のため、27ページにかけて記載の研修参加や、他機関との連携事業を行いました。

28ページをご覧ください。

収益事業です。ⅣとⅤの2事業を記載しております。有料施設を貸し出し、利用していただく事業と書籍などの販売の2事業を行いました。

30ページをお開きください。

それでは、経営状況についてご説明いたします。

これは、公益法人会計基準に基づき、収益、費用と資産から負債を差し引いた正味財産により、財産の増減などを示す損益方式によって記載しております。この貸借対照表は、年度末における資産、負債、正味財産によって資産の状況を示す表です。30ページの表の下から2つ目に記載された正味財産合計をご覧ください。当年度は4億9,566万8,059円で、前年度から1,280万5,290円の増となっています。31ページの貸借対照表内訳は、貸借対照表を会計別に示した表です。

32ページをご覧ください。

正味財産増減計算書は、収益と費用によって正味財産の増減の内訳を示した表です。33ページの中ほど、2、経常外増減額の部、1行上の当期経常増減額の欄をご覧ください。一般正味財産の収益から費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス103万4,156円でした。

2、経常外増減の部は、臨時的な収益または費用、過年度の修正分などを計上するものです。基本財産投資有価証券売却益は、基本財産の新関西国際空港債を売却し、同じ額面の日本高速道路債務返済機構債に買い替えたことで得られた、1,131万円の売却益を計上したものです。買い替えにより、債権の利率は低下いたしました。今後の事業への財源とするため、買い替えを行いました。また、特定資産取崩収益は、職員の退職手当規程を見直し、支給率の改定により積み立てる賞与引当金に余剰分が生じたため、取り崩したものです。

以上により、経常外収益計は1,383万9,446円になりました。経常増減と経常外増減を合わせた当期一般正味財産増減額は、1,280万5,290円となります。経常外費用はございません。指定正味財産の増減もございません。平成30年度の正味財産期末残高は、33ページの一番下の欄の記載のとおり、4億9,566万8,059円となっております。

なお、別添で右上に参考と表した資料に、過去5年間の収支の状況や基本財産の推移をお示ししてありますので、ご確認ください。

36ページから39ページは、事業会計と事業ごとに収益と費用の内訳を示した正味財産増減計算書内訳表です。

40ページから43ページには、公益法人会計基準の運用指針に基づいて財務諸表に対する注記、付属明細書、財産目録を記載しております。

44ページは、会計及び業務の監査報告書です。

以上が、平成30年度の経営状況報告となります。

続きまして、令和元年度の事業計画及び予算をご説明いたします。

45ページの令和元年度の基本方針は、生涯学習センターの指定管理者として提案した項目の実現と、横須賀市教育振興基本計画の達成に向け、適切な対応がとれるよう取り組むことです。

事業概要につきましては、46ページから57ページに記載のとおりです。

58ページから65ページに収支予算書などを記載しております。

経常収益は1億2,620万2,000円、経常費用は1億3,234万3,000円を見込んでおります。

以上で、公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況についての説明を終わります。

(荒川委員)

報告書を読ませていただいて、受講者の皆さんからの感想から、とてもよい講座が多く開催されていたのだなということがわかりました。また、その応募者が定員数を超えたようなときは、講師の方の了解を得て、可能な限り受講者を増やしたりですとか、例えば子どもの将棋教室などでは、兄弟で当選とか落

選とか分かれた場合には兄弟枠を設けて、一緒にその数を増やして対応したりなど、温かいものを感じましたので、今後もそのような温かい対応をしていただけたらうれしいなと思いましたが、意見を言わせていただきました。

今後ともよろしく願います。

(澤田委員)

報告書を読ませていただきました。やはり、講座によって充足率が違うということを感じました。特に、希望の高いもの、例えば受託教育事業のプログラミングの体験などは、非常に応募者数多くて、その後抽選で受講者を決定したのだと思いますが、落ちた方、外れてしまった方の対応について何か手立てがあれば有り難いと思いました。

(生涯学習課長)

ありがとうございます。

多くの方に受講していただきたいと考えています。この事業につきましては受託事業でありますので、教育指導課ともご相談させていただきながら、対応してまいりたいと思います。

(小柳委員)

詳細なご報告、ありがとうございます。

資料の32ページの(2)の経常費用の中の給与手当と臨時雇賃金のところの金額が、前年度と当年度では逆転しているという点。32ページの表の正味財産増減計算書です。ご覧いただけていますでしょうか。その(2)の経常費用の中の事業費の給与手当のところと臨時雇賃金の前年度と当年比の金額が、給与手当は数百万円下がっているのに対して臨時雇賃金が数百万円上がっている点と、それから、賞与引当金繰越金が、前年度ゼロ円だったのが、今年は約300万円計上されているのと、それから、退職金給付費用というのが、前年度は187万円ぐらいですか、計上されていて、今年度はゼロ円という、ここが何か少し目についたもので、ここの金額のご説明をしていただければと思います。

(生涯学習課長)

給与手当、臨時雇用賃金につきましては、こちらの事業費と、右のページ、33ページの管理費の給与手当、臨時雇用賃金がございます。監査の中で、管理経費に含まれるものではなくて、事業経費に計上するものだというご指摘がありまして、少し入り繰りをさせていただいています。

また、賞与引当金繰入金額につきましては、市の監査指導に基づきまして、

令和元年度の6月に支給する賞与分として、12月から3月分の4カ月分をここに計上させていただいています。

また、退職給付費用につきましては、こちらは市の職員の規定が改正されたことに伴いまして、退職給付の規定の見直しを行いました。その結果、余剰金が発生したため、今期につきましては、支出を行いませんでした。

(小柳委員)

そうすると、実態に大きな変化があったということではなくて、会計監査の過程で、金額のところで、少し目立ってしまいますけれども、このような金額になってきてしまったという理解でよろしいですか。

(生涯学習課長)

はい、そのとおりです。

(小柳委員)

ありがとうございます。

報告事項(4)『馬堀自然教育園における事故報告について』

(博物館運営課長)

『馬堀自然教育園における事故報告について』ご説明いたします。

説明資料をご覧ください。

本件は、博物館運営課が管理しております馬堀自然教育園の敷地内の樹木の枝が折れて、隣接の馬堀中学校の敷地内に駐車していた軽自動車の上に落下して、軽自動車を損壊した事故について、その状況などを報告させていただくものでございます。

初めに、1、事故発生日時ですが、令和元年6月15日土曜日の午後1時ごろに、部活動で登校した生徒が部室の中にいた際に、外で大きな音がしたので、外に出てみたところ、事故が発生しているのを発見したものでございます。事故の発生を目撃した者は見つかっておりませんが、周囲の状況などから、この時刻に事故が発生したものと推測しております。

次に、2、事故発生場所ですが、恐れ入ります、資料の2ページをご覧ください。

枝の折れた樹木は、馬堀自然教育園の敷地内に生育していました。損壊した軽自動車は、馬堀中学校の敷地内に駐車されておりました。

次に、3、相手方ですが、軽自動車の所有者は、市内の女性でございます。

次に、4、事故発生状況の（1）事故状況でございますが、馬堀自然教育園の敷地内の斜面に生育していた推定樹齢約20年、木の高さが約10メートルの樹木の長さ約8メートルの枝が折れて、隣接する馬堀中学校の敷地内に駐車していた軽自動車の上に落下して、軽自動車を損壊してものでございます。

事故発生状況の（2）の相手方被害状況でございますが、①の人的被害はありませんでした。②の車両の被害でございますが、ボンネット、フロントガラス、ルーフなどを大破しました。

次に、5、相手方への対応でございますが、現在、円満な示談締結に向けまして、協議を進めているところでございます。

次に、6、再発防止でございますが、事故発生場所周辺及び馬堀自然教育園内におきまして、倒木、枝折れの危険性のある樹木の確認を行い、危険性が高いと判断した樹木の伐採を行いました。今後も、引き続き安全点検と適切な維持管理を徹底し、さまざまな事故を事前に防止するよう心がけてまいります。

このたびは、このような事故を発生させてしまい、まことに申し訳ございませんでした。

以上で、馬堀自然教育園における事故報告についての説明を終わらせていただきます。

（川邊委員）

かなり大きな木が倒れたようなのですけれども、このとき、何か自然条件、大雨とか何か風が強かったとか、そういうことはあったのでしょうか。

（博物館運営課長）

当日、大分風が強い状況ではございましたけれども、いわゆる暴風雨というような状況ではなくて、事故が発生した13時頃の南消防署の観測では、一時期少し強い風が吹いていたということです。局地的な風が当たりまして、折れたのではないかということで、折れた樹木を博物館の植物担当学芸員が確認したのですが、腐っているとか、枯れているとかいうような状況がなくて、やはり大分横に伸びていた枝の重みに風等の風圧、何らかの要因で折れて落下したのではないかというふうに推測をしております。

（川邊委員）

そうすると、それほど何か問題があった枝ではなさそうなのですけれども、一番下の再発防止のところを見ますと、危険性のある樹木を伐採したと書いてありますけれども、自然教育園ですので、余りどんどん伐採するのどうかなと

いう気も、本当に自然教育園、自然のまま残しておいたらいいかなという気もするのですけれども、その辺、今後どのようにやっていくのでしょうか。

(博物館運営課長)

自然教育園であると同時に、市の指定の重要文化財、天然記念物になっておりますので、ここの中に生えている植生の部分につきましては、こうして安全防止のために刈ってしまった方がいいものなのか、もしくは、そうした自然保護のために残さなければいけない、他の保全措置を考えなければいけないものなのかということをごきちんとして把握しながら、管理をしていかなければいけないと思っております。これは私どもの植物に関する学芸員と文化財を所管する生涯学習課のほうと、先ほども話題に出ておりましたけれども、保存活用計画というものをきちんとしてこれから検討いたしまして、貴重な植物等が消滅することのないような保全を図っていきたくと考えております。

(新倉教育長)

通常事故があったときの標題が「馬堀自然教育園における事故報告」となること、園地の中の事故報告ですよね。今回はそうではなくて、馬堀中学校にとまっていた車両が壊れた話ですよね。これが、例えば馬堀中学校に車がとまっているけれども、隣が民地や何かだったとすると、市のこの事故報告は出ないのですよね。

(博物館運営課長)

隣が民地であったとしても、そこにあった民間の方の自動車等に被害を及ぼしたということであれば、このようなご報告はさせていただくことになろうかと思えます。

(新倉教育長)

この報告というのは、趣旨が違うのですよ。つまり、市が加害者であることによる事故報告をし、その後、損害賠償等の専決なりをするから、説明するために出ているのですよね。一般の方に仮に敷地にとまっていた、他の市民、あるいは民間の方でもいいのですが、その方の原因で壊れたときに、この車が市のものだったら、報告は上げますけれども、個人の車両であっても、全部報告上がるのですか、こういう形で。

(博物館運営課長)

加害の原因が、市のほうにあるというものにつきましては、ご報告をさせて

いただくことになろうかと考えております。

(新倉教育長)

今、例え話で申し訳ないのだけれども、馬堀中学校にこの方が車をとめていたけれども、隣接が民間地主であって、その民地の木が倒れてきたとしたら、この事故報告は出ないのですよね。

(博物館運営課長)

すみません、初めの教育長の質問の趣旨を少し取り違えておりました。民間から加害があったものにつきましては、このような形でのご報告ということはなされないと思います。

(新倉教育長)

そうですね。ですから、標題は「馬堀自然教育園における事故」ではなくて、「馬堀中学校における車両破損事故」ということですね。

(博物館運営課長)

申し訳ございません、前例にのっとりた形で、このような標記にさせていたいただきましたけれども、今後、タイトルにつきましては、総務、事務局のほうともよく調整をして、誤りのないような形で対応していきたいと考えております。

(新倉教育長)

というのは、何を問題にしているかって、この報告書の2ページの中で、馬堀自然教育園の境界が何も書いていないので、だから、ここの部分が隣接として馬堀中学校の車両を破損したということが少しわかりにくいので、その話をしただけです。

(博物館運営課長)

申し訳ありません。2ページの下の方のところ、これ、標記をもう少しきちんとさせていただければよかったです。点線の部分で、敷地境界線と入れさせていただいたところで、ご理解をいただければと思いましたが、標記、説明が不十分で申し訳ございませんでした。

(新倉教育長)

もし、今後説明していただくなら、標題はこうなっているけれども、具体は馬堀中学校停車した車両を馬堀自然教育園の樹木が原因として事故が起こった

というふうに、きちんとやっていただかないと、教育園の中で事故が起こったというふうにしか読めなくなってしまうかなという心配をただけです。

(博物館運営課長)

今後、タイトル、また、説明の内容につきましても、わかりやすく対応させていただければと思っております。

申し訳ございませんでした。

(小柳委員)

これは、質問というよりもお願いになると思うのですけれども、今回、人損にならず、人がけがをしたりしないでよかったと思うのですけれども、これ、やはり中学校ですから、学生さんもいらっしゃるし、学生の方が木の下敷きになってしまうような可能性もゼロではなかったと思うのです。なので、今後、この馬堀中学に限らず、全市の小学校・中学校の中で、こういった危険な箇所がないかどうか、もう一度点検をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願います。

(学校管理課長)

今、ご指摘いただいた部分については、十分に留意をしまして、このようなことが学校内においても起こらないよう努めてまいりたいと考えております。

報告事項（５）『未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について』

(教育指導課長)

報告事項（５）『未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について』をご説明いたします。

説明資料の１ページをご覧ください。

まず、１、概要についてですが、本年５月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生いたしました。このような状況を踏まえ、県より道路管理者、警察など関係諸機関とも連携して、安全点検及び安全対策を講じるよう依頼がありました。本市におきましても、市の関係部署及び国・県の道路管理者、警察などと交通安全対策協議会を設置し、連携を図り、安全点検を行います。

２、対象施設についてですが、公立幼稚園、市立特別支援学校幼稚部、保育

所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設、児童発達支援事業所について、点検を行います。そして、表に記載のとおり、141施設が対象となりますが、教育委員会の対象は幼稚園2施設で、諏訪幼稚園、大楠幼稚園とその他の施設のうち1施設、ろう学校の幼稚部の3施設が該当いたします。

2ページをお開きください。

3、実施の内容についてですが、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領に基づき、安全点検と対策を行います。(1)は、まず、各部局が所管の対象施設に、危険個所の抽出を依頼し、危険な箇所があるなしの報告を受けます。そして、米印の2、下に記載がありますが、諏訪幼稚園、大楠幼稚園、ろう学校幼稚部は、いずれも園庭があるので、日常的に集団で園外に移動することはなく、危険個所なしとの回答を得ております。対策の必要はありませんでした。

(2) 合同点検が必要な箇所の抽出を行うため、関係機関と協議を行います。

(3) は、点検が必要と判断した箇所の合同点検を8月19日から9月5日の期間で行います。

4、今後の取り組みについてですが、今回の点検で教育委員会の対策箇所はありませんでしたが、今後、危険な箇所の報告を受けた場合には、交通安全対策協議会と協力して、実施可能な対策を検討していきます。なお、このことについては、関係する4部局合同で、9月議会に報告いたします。教育福祉常任委員会では、こども育成部が報告いたします。

以上で、報告を終わります。

(川邊委員)

これ、最初の概要のところがありましたように、事故ということを前提の話だと思うのですけれども、2ページのほうで、米印の2番に危険な箇所なしという回答を得られたということなのですから、交通事故に危険な箇所がないというのは、いつどこで起きるのかわからないような事故ですので、ここで言う危険な箇所なしというのは、どういう基準に基づいて危険な箇所なしとしたのか、教えていただけますでしょうか。

(教育指導課長)

通常の教育活動において、園外に出て活動する場合を指しております。3施設とも園庭がございますので、通常の活動は園庭で行うということで、例えばお散歩に出るという場合なのですが、この3施設については、そのような状況はないということでした。

(新倉教育長)

もともと散歩に出ることがないから、危険個所がないのではなくて、対象外という理解でいいのですよね。だから、危険個所を見に行ってもゼロだということではないということなのです。そこが少し表現的にわかりにくかったのかなと思います。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

報告事項(6)『学力・学習状況調査の結果について』

(教育指導課長)

それでは、報告事項(6)本年度実施いたしました『学力・学習状況調査の結果について』説明いたします。

まず、横須賀市立小・中学校学習状況調査につきましては、平成31年4月11日から19日に小学校3年生、6年生、中学校1年生から3年生を対象にして実施いたしました。

資料の1ページから9ページは、その市全体の結果をまとめたものです。また、全国学力状況調査につきましては、平成31年4月18日に、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました。本年度は、国語、算数、数学と質問紙調査、そして、中学校では英語の調査が行われました。

資料10ページから17ページは、その市全体の結果をまとめたものです。

では、まず、市学習状況調査の結果から説明いたします。

2ページをお開きください。

小学校3年生の教科別平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題の見られる事項を載せてあります。平均正答率につきましては、調査全体と比較しますと、国語の基礎と教科全体、算数の活用と教科全体で調査全体を5ポイント以上下回っており、依然として差が見られます。

3ページをお開きください。

小学校4年生の教科別平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題の見られる事項を載せてあります。平均正答率につきましては、調査全体と比較しますと、国語の基礎と教科全体、社会の活用、算数と理科については、全般的に調査全体を5ポイント以上下回っており、課題が見られました。

4ページをお開きください。

小学校5年生の教科別平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題

の見られる事項を載せてあります。5年生は、全教科と基礎、活用、教科全体のいずれも調査全体の5ポイント以上下回っており、全体的に課題が見られました。

5ページをお開きください。

小学校6年生は、全国学力・学習状況調査において、国語と算数の調査が行われましたので、市学習状況調査としましては、社会と理科を実施いたしました。その2教科の平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題の見られる事項を載せてあります。調査全体を5ポイント以上下回った教科はありませんでしたが、各教科の記載にあるとおり、課題が見られる部分もありました。

6ページをお開きください。

中学校1年生の教科別平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題の見られる事項を載せてあります。平均正答率につきましては、調査全体と比較しますと、理科の活用で調査全体5ポイント以上下回っており、課題が見られました。

7ページをご覧ください。

中学校2年生の教科別平均正答率とともに、各教科の全体的な傾向及び課題の見られる事項を載せてあります。平均正答率につきましては、調査全体と比較しますと、社会の基礎、理科の基礎と教科全体で調査全体の5ポイント以上下回る結果となりました。また、昨年度は良好な結果であった外国語ですが、今年度の中学2年生では調査全体を下回る結果となり、課題が見られました。

8ページをお開きください。

中学校3年生は、全国学力・学習状況調査において、国語、数学、英語の調査が行われましたので、市学習状況調査としましては、社会と理科を実施いたしました。社会については、平均正答率はおおむね調査全体並みの結果でした。

ここまで、市学習状況調査の結果をご覧くださいましたが、学年が上がるにつれて、本市児童・生徒の平均正答率と調査全体の差が縮まってくるという傾向については、本年度も同じでした。一方で、中学校3年生の社会の活用を除き、全ての学年、教科で調査全体を下回り、課題が見られました。その課題の中には、これまでの課題が継続になってしまっているものも多く、各教科、担当指導主事を中心に、この要因について分析をし、手だての見直しも含め、対策を講じていきたいと考えております。

9ページをご覧ください。

市学習状況調査の結果を踏まえ、今後の取り組みとして各学校における取り組み、家庭の取り組み、教育委員会の取り組みについて記載しております。本資料は、教育委員会のホームページ上に掲載する資料として作成しております。そのため、メッセージとして、学校と家庭の連携の重要性を中心としたものと

しております。

続いて、全国学力・学習状況調査の結果についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

小学校の教科別平均正答率とともに各教科の概要を載せてあります。本市の平均正答率につきましては、全国平均正答率を依然下回っており、課題があると捉えております。

各教科の概要につきましては、国語については、漢字を文の中で正しく使うことや、接続語の役割の理解について課題が見られました。

12ページをご覧ください。

算数においては、知識を活用することに課題が見られました。また、基礎的な問題においても、計算の意味を理解するといったことに課題が見られるなど、身につけるべき内容の定着についても、不十分なところがあることが見られました。

13ページをご覧ください。

こちらは、児童質問紙調査の結果の概要を載せてあります。朝食を毎日食べているや、人の役に立つ人間になりたいと思うなどの設問で、肯定的な回答が90%以上となりましたが、国語や算数の勉強が大切だと思うという質問に対して、90%を超える肯定的な回答がある反面、国語の勉強が好きであるという質問では、肯定的な回答が全国平均を5ポイント以上下回り、学習に対する意義をしっかりと自覚させるような工夫改善が、必要であると考えられます。

14ページをご覧ください。

次に、中学校の結果についてご説明いたします。

中学校については、国語と数学においては、全国の平均正答率を2ポイント程度下回っており、課題が見られましたが、英語においては、全国平均正答率並みの結果となりました。なお、英語につきましては、聞くこと、読むこと、書くこと、話すことの4つの観点による調査が行われましたが、そのうち、話すことの結果については、今年度は参考値として、全国平均正答率のみが示されることになっております。話すことの全国平均正答率参考値は30.8%でした。

各教科の概要につきましては、国語においては、文章の展開に則して情報を整理し、内容を捉えることや、封筒の書き方について課題が見られました。

15ページをご覧ください。

数学においては、確率や資料の活用について課題が見られました。また、英語ではおおむね理解していると見られる内容が多いのですが、基本的な文法事項等を理解して、正しく文を書く問題については、課題が見られました。

16ページをご覧ください。

生徒質問紙の結果の概要について載せてあります。学校の規則を守っている、

人の役に立つ人間になりたいと思うなどの設問においては、肯定回答が90%以上となり、規範意識などについて良好な結果が見られました。また、将来積極的に英語を使うような生活をしたり、職業についたりしたいと思うという質問で、肯定的な回答が全国平均を5ポイント以上上回るなど、英語に関する質問の多くで肯定的な回答が、全国平均を大きく上回る結果が見られました。

17ページをご覧ください。

こちらでは、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた今後の取り組みを載せてあります。横須賀の子どもたちは、何のために学習するのか、学習したことがどのように役に立つのかなど、学習意義を捉える意識が低いという実態が見えている中、その改善に向けた取り組みを進めることが、喫緊の課題であると捉えています。

ここまでご説明した市学習状況調査、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、これと同様の形式のものを市教育委員会のホームページに掲載し、市民へ周知するとともに、各学校へも周知してまいります。その際、結果の周知のみではなく、市内小・中学校の教科研究会や、学力向上担当者会等において話題を提供し、その課題を解決するための取り組みをつなげるとともに、各学校の実態に応じた指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、報告です。

(荒川委員)

残念な結果ではあったのですが、ただその中で、報告の中で子どもたちの規範意識が高かったりですとか、そういった部分については、昨年同様のいい面があってよかったなというふうにも思いました。

今後の取り組みの中の最後のところで、昨年度と同集団での経年変化に視点を置くと、学力の向上の取り組みの成果が大きくあらわれている学校もあるということなのですけれども、その大きな成果となってあらわれたことについて、それが、先生方が校内研究等で指導方法を学ばれて、それが成果にあらわれたものなのかとか、あるいは、家庭との連携によるものであるとか、また、市の施策、学習支援員さんなどの方々のお力によるものなのかなど、いろいろな要素、全部かもしれないのですけれども、そういうことがあると思いますので、そのあたり、少し分析結果をもとに、また、成果があった学校などのよさなどをほかの市内の学校に発信していただけたらなというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(教育指導課長)

ありがとうございます。

さまざまな要因があるかと思いますので、今後詳細に分析をして、その結果については、各学校の担当指導主事から各学校につなげて、また、いい結果については、全ての学校にも周知してまいりたいと考えております。

(荒川委員)

よろしく申し上げます。

(学校教育部長)

今、荒川委員からご指摘のあった部分で、特に我々の打ち出している施策が、どのように子どもたちに影響し、効果を上げているのかといったところの分析につきましては、これまでの私どもの反省も含めてなのですけれども、あまりはっきりとしたものをつかんでこれていないというところもあります。

今後は、やはりこれだけ詳細に小学校3年生から中学校3年生までを調査しているといったところを踏まえて、今後学習支援員さんの効果などは、個別にその学習支援員さんに関わった子どもに視点をおいて、どう変化したかなどの分析も必要なのだろうなというふうに考えています。

そういったご報告ができるよう、また、今後考えていきたいと思っております。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(澤田委員)

やはりこの結果を見ますと、特に小学校2年生の内容、小学校3年生の内容で全体調査より低いということは、課題だと思っています。ここは基礎・基本になる部分です。これから高学年になるにつれて、抽象的な概念の理解が必要になってきます。ここでしっかりと理解しておかないと、つまずきが広がってきてしまうと危惧しております。

ですから、今も取り組んでいただいておりますが、各学校での授業づくりや学習指導要領の趣旨、内容の徹底を先生方への研修含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(学校教育部長)

澤田委員、どうもありがとうございます。

新しい学習指導要領は、来年度から小学校で、再来年度から中学校で全面実

施となります。それに向けて、もう既に移行期間に入っていますので、各小・中学校ともに移行期間の準備を進めていただいているところです。

そういった中、教育委員会の指導主事も学校の研修等に入り、さまざま授業づくりの研修に参加させていただいているといったところが今の現状です。

澤田委員ご指摘の小学校3年生の部分の結果は、ご指摘のとおり、1年生、2年生のときの学習状況があらわれていると。そういった中で、小学校2年生では九九がありますし、また、小学校3年生になりますと、ローマ字等、それから分数・小数といったやはりつまづきが起こるであろうとわかっている部分、もう既にあらわれているわけです。それについて、どういうふうに対応していくのかといったところが、非常に大きな課題だと思っています。

いろいろな手だてを打っているのですが、なかなか結果として、数字としてはあらわれていないのですが、これもやはり一人一人の子どもたちに寄り添って、目を向けていく以外に方法はないのかなというふうに考えておりますので、学校と連携しながら、やっていきたいと考えております。

(小柳委員)

昨年度のこの同様の全国学力・学習状況調査の報告のときにもお願いしたことですが、例えば17ページの今後の取り組みの中で、何のために学習するのかや、今行っている学習が将来社会に出たときに何の役に立つのかというような、こういった理屈をこねても、子どもたちはやる気にならないと思うのです。勉強の楽しさを教えてあげることが大切だというふうに、当時教育委員であられた三浦先生も同じようなご意見で、私と三浦先生からお願いしたと思います。それが反映されていないのが少し残念に思います。

それから、何がそれに影響するのかというと、要するに主体的に子どもが勉強に取り組むかということだと思うのです。そこで、今回の調査結果で残念なのが、例えば13ページの小学校のところでも、課題と見られる主な項目の2項目の、「家で自分で計画を立てて勉強している」が、「全国平均と比較し、大きく差がある項目」に上がっている。中学校のところでも、16ページのところ、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」が課題とみられる主な項目のトップに記載されている。

しかし、こういった学習調査の結果を見て、ポイントが全国から引き離されているから、家で勉強させようとして、宿題をボンとたくさん出すようなことをやっていたら、余計子どもは勉強やりたくなくなると思うのですよ。

もともと人間は知りたい、知らないことを知るとか、わからないことがわかるということは、すごく楽しいことのはずなのです。皆さんも毎朝ニュースを見ると思うのですけれども、それは何が起こっているか知りたいと思うから見

るわけであって、あるいは、いろいろなうわさとかゴシップが好きだということもありますけれども、そういう人間がもともと持っている、知りたいとか、わかったことによる喜びというのを先生がきちんと教えてあげれば、子どもたちが宿題ではなくても、自分たちが主体的に取り組んでいく。それこそ、本当に学力を伸ばす基本だと思いますので、そのところを間違っても宿題をポンと出すような単純な指導をしないようにしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

ご指摘いただきありがとうございます。

新学習指導要領でも、主体的に学びに向かう姿勢というのが重要視されておりますので、今委員おっしゃったように、勉強の楽しさをまず知ってもらうところから、本当に基本的なところから、もう一度原点に戻って、子どもたちの指導を振り返ってみたいと思います。

ありがとうございます。

報告事項(7)『市立学校全国・関東大会出場について』

- 1 令和元年度全国・関東中学校体育大会出場者
- 2 高等学校全国大会出場者

(保健体育課長)

『市立学校全国・関東大会出場について』ご報告させていただきます。

初めに、市内中学校から全国・関東中学校体育大会出場選手です。

1 ページから 2 ページにかけてお示ししましたとおり、今年は計43名、7競技の出場となりました。関東大会において、水泳競技では大津中学校3年生の松原光佑選手が、男子50メートル自由形で大会新記録となる24秒87で1位。陸上競技では、大津中学校2年生の税田ジェニファー璃美選手が、2年女子100メートルで2位、鴨居中学校3年生の大熊紗弥選手が、女子共通砲丸投げで8位入賞と、それぞれすばらしい成績をおさめています。

全国大会については、8月17日から開催されており、昨日からはお示しいたしましたとおり、陸上競技が行われております。結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきます。

今後ともご支援よろしく願いいたします。

続いて、3ページをご覧ください。

市立横須賀総合高等学校文化部の全国大会出場につきまして、ご報告いたし

ます。

まず、ワープロ検定部です。

令和元年8月7日、名古屋市中心企業振興会館吹上ホールにて行われました、第66回全国高等学校ワープロ競技大会に5名が参加し、団体27位と健闘いたしました。

次に、美術部です。

令和元年7月27日から7月31日に、佐賀県立美術館ほかで行われました、第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会美術工芸部門に、6作品、7名が出品いたしました。学校としては、今回で15年連続の出品となります。

最後に、室内楽部です。

令和元年7月28日から7月29日に開催された、第43回全国高等学校総合文化祭佐賀大会室内楽部門に、5名が出演いたしました。学校としては、今回で7年連続の出演となります。

これからも切磋琢磨し、お互い高め合いながら、今後ますます活躍してくれていることを期待したいと思います。

報告は以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小柳委員)

私のほうから、横須賀市教育委員会会議規則第13条1項に基づき、議題として提案させていただくことがございます。

まず先に、資料を配付させていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(資料配付)

(小柳委員)

お手元に行き渡りましたでしょうか。

標題が『平和や命の大切さに関する学習と教育の薦め(私案)』というものでございます。A4の紙で裏表2枚ありまして、表に総論というものと、2枚目に各論(学習プラン例)というものを作成させていただきました。

総論を読ませていただきます。

人や情報が国境を越えて地球規模で交流するグローバル化が進む一方で、いまだ世界各地で紛争は絶えず、武力やテロで相手を威嚇することにより、政治的な紛争を解決しようとする国や組織もあります。また、日本を取り巻く国際情勢が緊迫の度合いを深め、日本が紛争に巻き込まれる危険が高まる中で、命の尊厳を共通価値とする平和で持続可能な国際社会を創造していく子どもたちを育成する重要性が、ますます高まっています。平和を尊ぶ諸国民の公正と正義に基づき、世界に平和がもたらされ、いつの日か戦禍がなくなることは、万民共通の願いであり、日本国憲法の根幹をなす理念です。

しかしながら、確かな人権教育を基礎とした平和や命に関する学習なくして、この願いは叶いません。

我が国は、先の大戦を悔悟して、恒久の平和を希求しつつ、戦後の荒廃から立ち上がりました。さらに、国際社会の一員としての役割を果たし、自由や人権を尊重する平和国家となるべく努力を続けています。

横須賀市も平成元年に核兵器廃絶・平和都市宣言をし、国際平和意識の普及と高揚のため、いくつかの事業を継続的に実施しています。そして、今まさに戦争遺跡を保存・活用し、歴史教育や平和学習に生かそうとしています。

このような平和を愛する郷土や国を誇りに思い、平和や命を尊ぶ心を導き育てることこそ、平和に関する教育の神髄であり、教育基本法の主眼の一つです。

また、子ども達がバーチャルな世界で遊ぶ時間が増え、生身の痛みを知る機会が減り、自他の身体や生命を軽んずる事件が後を絶たないことも念頭に置きつつ、次の世代を担う児童・生徒に人類が歩んできた戦争の歴史やその惨禍、平和や命の真の尊さを教え、対話により紛争を解決する素養を育てることが肝要です。横須賀で育った児童・生徒が、自他の命を大切にする信念を心に、世界平和の原動力となる姿を思い描きつつ、教職員と保護者と地域が力を合わせて、子ども達を育てていきましょう。

付言というところがございます。最後の付言も読ませていただきます。

平和や戦争については、様々な意見や考えがあり、教育現場での取り扱いに悩む教員も少なくないと思います。しかし、児童・生徒にとって、平和に関して学ぶことは非常に重要であり、教育を受ける権利の観点からも、しっかりとした取り組みが求められています。

初等・中等教育の現場では、幾つかの考えがあることを事実として教え、教員自身の主観的な考えは、児童・生徒に教示すべきではないと多くの教育識者が論じています。この点に留意しつつ、しかし、果敢に適切で創造的な平和や命に関する教育活動を展開してほしいと思います。

以上が、1 ページ目の総論です。

2 ページの各論に関しましては、小学校のほうは低学年 1、2 年生、中学年 3、4 年生、高学年 5、6 年生という 3 つに区分けをさせていただき、中学校のほうでは、1 年、2 年、3 年といふうに分けさせていただいて、それぞれ縦の項目では、総合的な指針、道徳的な指針、社会的な指針、手法、教材等（音楽を含む）というような 4 つの項目を立てさせていただいております。

総合的な指針というのは、小学校の総合的な学習や、中学校では全体の科目、学校の指導を通して考えていただきたいというところで、低学年 1、2 年のところでは、これ、いろいろな人に聞いたり、あるいは子どもたちにも聞きながらつくったものなのですけれども、本当は 1 年生のところでも、相手のことを思いやる心と入れたかったのですけれども、いろいろ調査したところ、調査とか聞き取りしたところ、まだ 1、2 年では、相手のことまで考えるのがなかなか難しいということで、まず、自分のこととして、一人一人の大切さに気づくというのを総合的な指針とさせていただきました。

そして、道徳的な指針では、命の大切さを理解し、人の痛みを感じるができるようになること。

そして、社会的な指針、これ、1、2 年生では社会科というのはございませんけれども、ここで、もう今幼稚園のころからゲームなどを行っている子どもがたくさんいるという状況の中で、1、2 年生の子どもたちに、ゲームなどのバーチャルな世界と現実の違いを理解してもらおうというところを上げさせていただきました。

そして、手法、教材などのところでは、動画、読書、読み聞かせ、このところではじめ紙芝居と書いたのですが、紙芝居では男の子は見ないよという女の子の意見がありまして、動画を入れさせていただきました。そして、音楽というところでは、少しわかりづらいと思ひまして、下のほうに、補足的な説明をさせていただいております。音楽・合唱については、横須賀は、もともと音楽が活発なところですが、横須賀らしく歌を楽しむとともに、命の大切さや平和を願う歌の歌詞の意味や背景などについて学習することによって、そういったものを学びとってほしいというふうを考えております。

中学年の 3、4 年生になりましたら、ここで自分と相手を大切に、自他ともに肯定感を持てるようにするというのが、総合的な指針であります。そして、道徳的な指針の中では、集団活動における自分の役割を理解し、周囲の人々の思いと調和させる寛容の心を育むこと。ここで他者のことを考えるというところが出てまいります。それから、社会的な指針としては、3、4 年生では地理的なものを勉強しますので、自分たちの地域、特に地域探検とかされるみたいなのです。そこで、自分たちの地域における戦跡にも触れ、その役割を学習すると、地域探求学習というふうにまとめさせていただいております。このとき

に、見学の中で、中央公園とか、それから、横須賀市の公園などを回っていけばなというふうに考えております。

また、写真撮影と書いてあるのですけれども、これ、実際に多くの小学校ではカメラを子どもたちに渡して、写真を撮らせる学習をしているようです。それをすごく子どもたちが楽しんでいるということでしたので、この中で、そういったいろいろなものを、横須賀にはたくさん教材がありますので、それを撮影して勉強したり、それを図画工作で取り入れたり、絵画で取り入れたらどうかというふうに考えております。

それから、高学年の5、6年生になりますと、これは、総合的な指針のところで書かせていただきましたけれども、相手を思いやる心とともに公共の精神、ここで公共の精神がもうしっかり学べるだろうと、そして、道徳的な指針としては、学級問題や友達とのトラブルを威迫や暴力的な方法ではなくて、平和で民主的な方法で主体的に解決する力を育てるというのを掲げております。

そして、社会的な指針では、横須賀を初めとする日本の歴史や憲法を通じて平和を考える。6年生になりますと、憲法も授業で教えてもらえるようです。歴史も出てきますので、ここで歴史の観点と憲法の観点を入れさせていただきました。それから、資料を集めて、手法としては、資料を集めて意見をまとめて発表すると、あるいは修学旅行などで、語り部の方から聞くような機会があればいいかなと。それから、卒業式の音楽合唱のところでも、何かそういったものが取り入れられればいいかなというふうに考えました。

そして、次に中学になりますと、まず1年生、2年生、3年生で、社会的な指針のところが一番わかりやすいと思うのですけれども、1年生では郷土、2年生では日本、3年生では世界というように、こういうような展開になっているのが基本かなというふうに考えております。具体的には、社会科の指針のところで、郷土の戦前戦後の産業・科学技術を通して平和を考える。横須賀には、戦前戦後の産業・科学技術に関する教材となり得るものがございますので、そういったものをしっかり学ぶことによって、平和を考えていけるのかなというふうに考えております。

そして、2年生になりましたら、我が国の歴史や文化を理解して、平和発展について考えていくと、国というレベルになります。

それから、3年生になりますと、先の大戦の惨禍、平和憲法、また、ここで公民が3年には出てきますので、もう一回、平和憲法、国際相互理解の重要性を学びつつ、平和を主体的に考えると。

そして、道徳的な視点のところでも、同じく1年生は地域探求学習を通して郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心を育むと。やはり、これ、平和というものと郷土を愛する心というのは切り離せないと、私は考えております。

それから、2年生のところに行きますと、平和を尊ぶ心、そして、平和な国、日本を愛する心、日本を愛するということに、平和な国だからこそ愛せるのだということ強調していければと思っております。そういった平和な国の日本を愛する心を育てて、そして武器の歴史から過去、現在、未来を考えると。平和とは何かを考えると。このところで、武器というものと平和というものを考えるのが、横須賀、本当にうってつけの土地柄だと私は理解しております。

※2のところの補足説明見させていただきますと、原始時代から現在までの武器の歴史、古く元寇のころは、少し汚い話ですけれども、ふん尿を武器にしたような、今考えれば平和的だと思うので、そういった武器の歴史から現代の武器、そして、横須賀にある砲台跡、記念艦三笠などの戦争遺跡を見て、そして、その歴史を学習していただいて、さらに、最終兵器と言われる化学兵器や核兵器を使うことの恐ろしさ、この先の未来における武器は、世界を滅ぼしかねないことに気づいてもらいたいというふうに思っております。

そして、3年生になりましたら、道徳的な視点として、国際視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与する力を育てて、平和とは何かを改めて考えていただくと。そして、これ、なぜ、また改めて考えるのかというところは、※3のところ解説させていただきますけれども、平和というのは、多義的でございます。一般的には、戦争のない状態を消極的平和と言ひ、また、平和を脅かす要因が社会からなくなった状態を積極的平和と定義されるのが一般的です。この点、横須賀市で使われている中学公民の教科書200ページでも、生命を脅かす貧困や経済格差などの状態が改善・解消された状態が、積極的平和であるというふうに記載されております。

そして、総合的な指針のところ、もう一回中学校のほうを見ますと、1年生では地域ですから、地域社会における多文化共生の大切さを理解する力を育てる。この多文化共生というのは、一般的に地域とよく結びつく言葉でございます。

それから、2年のところでは、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現をする力。2年生は自己表現。

それから、3年生になりますと、平和で持続可能な国際社会を実現する力。これは、単に自分が表現するだけでなく、第三者、他者と意見を交換しながらそれを実現していく力というように考えております。

それと、相対しまして、手法、教材などのところでは、中学1年生のところでは見学、猿島・千代ヶ崎砲台は、最初の小学校の3、4年生では少し早いかなど思っております。つまり、武器というものを見たときに、そこからそれを深く学びとって、平和というものに思いを至らせるのは、やはり中学生ぐらいにならないと難しいのかなというふうに思っておりますので、ここでの見学、

猿島・千代ヶ崎砲台の見学は、中学ぐらいが適切かなと。この中で、千代ヶ崎砲台なりのレンガやコンクリート技術とか設計とか、そういったものを学ぶとともに、プログラミング教育というのも始まっておりますので、そういった中でも課題としても使えるのかなと。

それから、2年生、3年生のところでは、2年生では演劇ロールプレイも使って、まずは自分の自己表現、最初の総合的な指針でも掲げた自己表現をしていければいいかなと。そして3年生になりますとディスカッション、相手との交流を、対話を通じて、さらにそれを発展させる力というものをつけられればいいかなというふうに思っております。そのディスカッションの題材としては、平和の実現とか、国際社会とか、自衛隊などについても議論するのが適切かなというふうに考えております。

これが、私が今回提案させていただく私案の概要でございます。

以後、この標題が少し長いので、平和に関する私案と省略させていただきます。

この平和に関する私案を提出するに至った経緯について、簡単にご説明させていただきます。

昨年の12月の教育委員会の定例会で可決された、猿島・千代ヶ崎砲台に関する史跡東京湾要塞跡整備基本計画の中に、「平和教育に資する史跡でもある。」と明記され、また、基本方針には、「教育の場など多様な活用を行う。」というふうに記載されておりました。この基本計画についても標題が少し長いので、史跡に関する基本計画と言わせていただきます。

この史跡に関する基本計画は、とてもよい基本方針だと思いますし、私もこれらの遺跡を見て、重要な史跡であることを実感しています。ただ、兵器であった砲台跡をどのように平和に関する教育に活用するのか、イメージができませんでした。この史跡に子どもたちと向き合ったとき、どのようにこれを平和に結びつけるのか、むしろ、子どもたちがその逆に捉えてしまう。極端な話、軍事に関する教育になってしまうのではないかというような懸念が頭をよぎりました。そこで、定例会の席上、当時の教育指導課長に、具体的な活用方法について検討してくださいとお願いをいたしました。

そして、私も私なりに活用方法について検討いたしました。教育委員会内部においても、委員の皆様や部長、課長、指導課長、あるいはこの史跡について詳しく研究をされている史跡担当の方からも、いろいろと教えていただきました。教育委員会外部におきましては、学校の現役の先生方はもちろん、退職された先生方からもお話を伺いました。また、私がPTA活動をしていたころの仲間たち、つまり保護者の皆さんや児童・生徒たち、さらには、地域関係者の皆様、そして、歴史や教育を専門に研究されている有識者の方からも、ご教授

を受けました。

その中で、現場の先生方も、平和に関する教育に関しては、暗中模索しながら悩んでいること。また、保護者や児童・生徒からは、課題を感じるような実体験を聞いて考えさせられました。そして、当初私が考えていたよりも、はるかに難しい問題であることを思い知らされました。

しかし、それでも平和に関する教育の重要性からも、また、史跡に関する基本計画に賛成した教育委員の一人として、そこに掲げられている史跡を平和に関する教育に活用するという基本方針を現実化する道筋をつけたいと考えました。

そんなとき、他都市の教育委員会でも、平和に関する教育に積極的に取り組んでいるところがあることを知りました。管見の限りではありますけれども、広島、長崎、沖縄はもちろんのこと、大阪府では平和教育基本方針、貝塚市では平和教育基本指針などを掲げたり、札幌市では平和に関する教育の名のもとにさまざまな事業が展開されていました。

そこで、これらの他都市の教育委員会が掲げる基本指針を念頭に、4月の定例会の席上で、この難題である史跡に関する基本計画の理念を実現するために、多くの皆さんの英知を集め、この史跡を平和に関する教育に資するための何らかの具体的な提案ができないかというふうに思っておりますというふうに発言させていただきました。そして、教育委員内部でも議論を重ねました。

初めは、雲をつかむような話で、より具体化する必要を感じ、私案をつくり始めました。そして、いただいたご意見を踏まえて、推敲を重ねましたが、なかなかあるべき方向に向かわずに、出口が見えなくなってまいりました。しかし、これを完成させて、現場で悩んでいる先生方の一助になれば、子ども達にとって、学校がよりよい学びの場になるという思いから、諦めることができませんでした。

以上が、私がこの平和に関する私案を作成した経緯です。

次に、まだ完成とは言えない私案をあえて公表した理由についてご説明させていただきます。

先ほど、内部での議論の出口が見えなくなったと申しあげましたけれども、メンバーの皆さんが心配されているのは、平和というテーマは取り扱いが難しく、どのような言い方をしても、必ず誰かに批判される点を懸念されているのではないかというふうに感じました。つまり、市民の皆様にとどのように受けとめられるかという点が、心配の懸念の点なのではないかと思いました。

確かにそのような面を持った、難しい問題だということは、私も認識しています。しかし、市民の皆様から、どのようなご意見が出るかは、内部で幾ら議論していても、わからないものです。

また、諸関係法令は、この教育委員会そのものの存在意義として3つ掲げております。1つは政治的中立性の確保、それから、2つ目が継続性、安定性の確保、それとともに3つ目に地域住民の意向の反映というのを掲げています。文科省のホームページの言葉を借りれば、「教育は地域住民にとって身近な関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。」と書かれております。そうであるからこそ、市民の皆様と一緒に考えていくために、公表に踏み切りました。

そして、もう一つ公表に踏み切った理由があります。初めの私の悩みとして、この軍事的な史跡を平和に関する教育へ活用できるのかという悩みに、大きなヒントを与えてくれるものがございました。先月の神奈川新聞で、戦争遺跡を平和の語り部と捉えるというような記事を読ませていただいたときに、ああ、そういう捉え方ができるんだというふうに気づかされました。

そして、また、横須賀市のことをいま一度振り返りますと、横須賀市でも平成元年に核兵器廃絶・平和都市宣言をし、また、国際平和の意識の普及と高揚のために、例えば国際平和標語ポスターの募集をしたり、市民平和の集いなどの開催を毎年定期的に継続的にしています。これは、教育委員会が関与しているものではないのですが、横須賀市として、このようなものをしていません。

このような観点から、広く私の私案を市民の皆さんに見ていただいて、ご批判等をいただいて、そして、さらに教育委員会の場で、これをきちんとした形に仕上げたいと思います、今回提案させていただきました。

ご清聴ありがとうございます。

(新倉教育長)

ご説明ありがとうございます。

今日、初めて公といたしましょうか、こうやって委員の前に提示をされたわけですから、ここで私どもがすぐにどうですかということには、なかなか入れないかなと思っています。ご説明にもありましたように、十分な熟議が必要だというふうに思っているところです。多分、私もそうですけれども、各委員は、平和を希求していくということについては、何ら異存なく、ましてや、それは当然学校現場で求めていってもらいたいという信念には、変わっていないところです。

そんな中で、今日、確認だけを何点か小柳委員のこの私案について捉えさせていたいただきたいと思っているのですけれども、教育委員会のこの会議の中で、今、決めようとしていることは、メッセージとして出そうとしているのか、いただいた中の総論というのは、ある意味メッセージの部分かなというふうに

思っています。

今、付言以下の2ページ以降については、これは学校カリキュラムになっていくかなと思っているのです。そういたしますと、このカリキュラムに基づいて行うのだということを教育委員会の決定として、学校現場に突きつけるのか。それとも、こんな方法論もあるよというところでとめようとされているのか。ここが少しわかりません。これ、今日のお答えではなくて結構です。ここで決定しようとしている内容が、どこにあるのかというのが少しわからないので、そこを後ほどまたお話をさせていただければと思っています。

多分、私は、学校運営は学校長のもとに行われているという現在の教育制度の中で、カリキュラムの大枠については、提示はすることはできるかもしれないが、これでなければいけないという示し方は絶対にできないと思っているのです。

そうしますと、先ほど来、小柳委員がおっしゃっている学校現場で悩んでいる先生方というのは、今まで平和教育をしてこなかったといえばそうではなく、本質的な学習指導要領に基づいて行っているわけですから、そこに研究のテーマとして与えて、つくってもらえばいいことなのかとも思っているところがあります。ここは少しまだ私もわかりません。

それから、委員のところにも、先生方で現場で悩んでいるというこの具体的な内容が、実はわからないのです。それは、文章にあるように、教員自身の主観的な考え方を示すべきではない。だけど、小柳委員はここを果敢的な平和活動にといったときに、さまざまに考えられている先生方のところに、小柳委員が今考えていらっしゃる平和論を押しつける形に見えてしまうところがあるのです。

ですから、もしそこをご理解いただくためには、先ほどありました兵器と平和という部分のところで、小柳委員はどうお考えになっているかを示していただきたいと思っています。

といいますのは、私も少しだけ教育かじっているかと思いますが、かつて、戦場に子どもたちを送るなという、太平洋戦争時代からのその考え方のもとで教育の進んできた部分もあります。一方において、兵器、いわゆる銃をとらせるなという言葉もあります。そうすると、先ほど小柳委員がおっしゃっている兵器と平和といているところに、どのような立場で臨もうとしているのが、この根本にあるのか。この辺が、私今わからないところです。

仮にそうだとすると、その立場で考えていることが、ほかの皆さんにご同意いただけるかというふうに言っていたかかないと、文章としてはあるけれども、また捉えようが幾つかに分かれてくることになるかと思っています。

小柳委員がおっしゃったように、自分の考えがどうかということをお示しになりたいということがあるとするれば、その立場ということを少し明確にしてい

ただかないと、多分それぞれのお考え方があある。これまでも、その教育現場の取り扱いで悩んでいる先生方も、それぞれのお考えがああって悩んでいたのではないかといったときに、この視点でこう考えていることのみでやってくださいということを示すことを、教育委員会がやらざるを得なくなったときですね。そこを判断しなければいけないかなと思っているのですが。

今日、ここでというお答えではなくて結構です。私からは、もう一度ご本人といっってはおかしいのですけれども、ここでは少しお聞きできなかった部分、そこをぜひ次にまとめて、もう一度お示しいただかないと、他の委員もご判断、あるいは自分のお考えを述べるときに、議論がかみ合わなくなるのかなというふうに思っていますので、その点よろしくお願ひできますか。

(小柳委員)

大変大切なポイントをご指摘いただきまして、ありがとうございます。
私なりに考えて、ご回答させていただきます。

(新倉教育長)

この件につきましては、ここではご提案があつたというか、ご意見があつたという形をとらせていただいて、一度まとめさせていただければと思います。

日程第1、日程第2及び日程第3は、報告事項(1)及び(2)は市長の議会提案案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和元年8月22日(木) 午後0時56分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡